

東日本大震災における釜石の奇跡と悲劇

鳥谷部 茂

一 はじめに

釜石の奇跡とは、東日本大震災の津波が岩手県釜石市の鵜住居（うのすまい）地区にある鵜住居小学校と東釜石中学校の両校舎に襲ってきたが、両校の生徒約 600 人全員が無事避難したことについて呼ばれた見出しである。これに対して、釜石の悲劇は、同じ鵜住居地区で川向側にある 2 階建ての防災センターに 200 人余りが避難し 160 人余りが死亡したことにより名づけられたものである。

本稿の目的は、同じ地域における天国と地獄ほどの大きな差異が生じた出来事について、その事実関係を整理し、その原因（備えの重要性）を検討することにある。

二 鵜住居小・釜石東中の被災状況

1 事実の概要

東日本大震災による釜石市内の犠牲者（死亡 993 名、行方不明 152 名）の半数は鵜住居町など大槌（おおつち）湾に面した地域の居住者であった。このような被害のなかで、大槌湾の近くの釜石東中学校と鵜住居小学校の両校の計約 600 人全員が無事に避難した。児童・生徒はせまってくる津波を察知し避難先を何度も変えながら、自らの命を守った⁽¹⁾。

2011 年 3 月 11 日午後 2 時 46 分、地震が発生したとき、隣接する釜石東中、鵜住居小とも下校直前のホームルームやクラブ活動を始めていた。釜石東中

は、校長が公務で外出、M副校長は職員室にいた。「揺れの大きさを津波が来ると思い、放送で避難を指示しようとしたが、停電で使用できなかった」という。

M副校長が校庭をみると地割れがあり、声をかけようとしたが、すでにサッカー部員は「津波が来るぞ」と叫んで走り出していた。ほかの生徒も校庭に集まり始め、教員の指示で、先発の避難者に続いた。

午後3時、隣の鶴住居小では児童らは最上階の3階など校舎内の避難行動にとどまっていた。同小も校長が不在だったが、中学生の避難をみた教員の指示で、小学生も避難を始めた。15分後、児童・生徒とも第一避難所のグループホーム「ございしょの里」にたどり着き、全員無事を確認した。ハザードマップで浸水想定区域外だったため、M副校長は「避難所までは津波は来ないと思っていた」という。ところが、グループホームの裏山が崩れているのを見て、児童・生徒が「余震が危ない」と騒ぎ出したため、万全を期し、さらに後方の介護福祉施設を目指すことになった。

両校から最初の避難場所となったグループホームまでは1キロ、2つ目の避難場所の介護福祉施設までは約1・5キロのゆるやかな坂で、大人の足でも歩くと20分かかる。そこから急勾配（こうばい）となり、500メートル先に3つ目の最終避難地点の石材販売所がある。

第1の避難場所では、泣き出す中学生もいたが、「あなた方がしっかりしないとだめ」としかった。気を取り直した中学生は小学生や途中で合流した保育園児の手を引き、再び駆け出した。

第2の避難場所である介護福祉施設に移動し始めたとき、最後尾にいたM副校長は、ふと背後に異様な雰囲気を感じた。ドーン、ドーンと耳にしたことのない爆音が響き、小中学校の方向から、住居が津波に巻き込まれ、追い

(1) 産経新聞 2011年5月31日（北村理）、片田敏孝「釜石の奇跡について」群馬大学災害社会工学研究室ホームページ [2012年10月31日] 参照。

かけてくる。「このまま足を止めては死ぬと思った」瞬間、M副校長は力を振り絞って、「逃げなさい！」と叫んだ。

児童・生徒らは猛然と走り出し、目指していた介護福祉施設からさらに石材店に向かった。津波は介護福祉施設の土台をなめ、ようやく勢いを止めた。

第 1 の避難場所のグループホームは、1 階が水没したが、小中学生がさらに避難したのをみて、職員が入所していた高齢者数人を 1 階から 3 階に引き上げ全員助かったという。

津波が引いた後、校舎 3 階には、軽自動車突き刺さっており、津波が高さ 10 メートル以上にまで到達したことを示している⁽²⁾。

2 学校・生徒の対応・事前の備え⁽³⁾

隣接する両校は群馬大学の片田教授ら研究グループの指導を受け、「迷わず行動に移れるように」と、実際に児童・生徒に避難経路を確認させ、計画を練ってきた。片田教授は「今回の避難経路は距離のわりには高さが稼げないが、両校の裏山は急斜面で集団避難に適さず、この経路が選ばれた」と説明する。

この両校の避難行動について、片田教授は「百点満点だ」と評価する。同教授は釜石の各学校での防災教育で、3つの原則 (1) 想定を信じるな、(2) 最善をつくせ、(3) 率先避難者たれ-を指導していた。

この原則で、両校の避難行動をみると、この地区が浸水想定区域外という想定にもかかわらず、釜石東中の生徒らは地震後すぐ避難を開始した。鶴住居小は中学生が避難したのをみて学校から出た。両校は一つ目の避難所でがけ崩れをみて、さらに2つ目の避難場所へと避難した。避難は中学のサッカー部員に端を発し、途中で合流した保育園児や周囲の住民も含め、多くの人を避難行動にかりたてた。片田教授は「過酷な状況のなか全員無事という

(2) 産経新聞 2011 年 5 月 31 日 (北村理)、片田・前掲「釜石の奇跡について」参照。

(3) 産経新聞 2011 年 5 月 31 日 (北村理)、片田・前掲「釜石の奇跡について」参照。

と奇跡に思えるが、極めて周到な避難計画が当たり前の結果をもたらしたといえる。今回の事例は防災教育・訓練の意義を再確認させた」としている。

釜石市の鵜住居地区にある釜石東中学校の生徒たちは、地震が起きると、壊れてしまった校内放送など聞かなくとも、自主的に校庭を駆け抜け、「津波が来るぞ」と叫びながら避難所に指定されていた「ございしょの里」まで移動した。日頃から一緒に避難する訓練を重ねていた、隣接する鵜住居小学校の小学生たちも、後に続いた。

ところが、避難場所の裏手は崖が崩れそうになっていたため、男子生徒がさらに高台へ移ることを提案し、避難した。来た道を振り向くと、津波によって空には、もうもうと土煙が立っていた。その間、幼稚園から逃げてきた幼児たちと遭遇し、ある者は小学生の手を引き、ある者は幼児が乗るベビーカーを押して走った。間もなく、ございしょの里は波にさらわれた。間一髪で高台にたどり着いて事なきを得た。

釜石市街の港近くにある釜石小学校では学期末の短縮授業だったため、地震発生の瞬間はほとんどの児童が学校外にいた。だが、ここでも児童全員が津波から生き残ることができた。

両校で犠牲者を出すことなく避難できたことは、学校・生徒によるあらかじめの訓練と避難行動に関する教えという事前の備えによるところが大きいと言える。一緒に事前の避難訓練をしていたこと、想定にとらわれず最善を尽くすという柔軟な対応を率先して実行することが、実践と防災減災の理念に基づいて学校・生徒に浸透していたということができる。

三 鵜住居地区防災センターの被災状況

1 事実の概要⁽⁴⁾

釜石市の「鵜住居地区防災センター」は、大震災発災のほぼ1年前、2010年2月に開所した鉄筋コンクリート造り2階建ての「拠点避難所」であった(標

高4.3m、最寄りの海岸線までの距離約1.2km)。東日本大震災の大津波襲来で、多数の市民が同防災センターに避難した。しかし、津波は同センター2階天井付近にまで達し、津波が引いた後、建物内から34人の生存者が救出されたものの、69人が遺体で収容された。同センターには、津波の避難場所と思いついた付近の住民が大勢逃げ込み、市の推計では162人が犠牲になったとされる。

そもそもこの「鶴住居地区防災センター」は、地域の要望に基づいて老朽化した行政施設を合築整備し消防署出張所を併設する目的から設置が決まったが、建設財源確保のため防災施設へと趣旨が変化し、「防災センター」と名付けられたうえ、地域の災害対策拠点として位置づけられるようになったものであった。その設置場所については、建設の利便性や容易さから決定されたものであり、過去の津波浸水区域外であったことから、建設場所を再考するには至らなかった。

また、この防災センターについては、以下のような事実も指摘されていた。

- ①避難訓練に利用され、多数の住民が防災センターでの避難訓練に参加していた。
- ②実際の地震発生の際、防災センターに避難する者がいた。
- ③そのような事態を受け、庁内で生活応援センター所長から疑問が示されていた。

しかし、鶴住居地区の一次避難場所、拠点避難所の告知は、防災センター竣工直前に一度しか行われておらず、防災センター竣工後は住民に対して本来の避難場所の周知はされていなかった⁽⁵⁾。その結果、実際の震災時に多くの住民が防災センターに避難することになり、上記の被害が発生することになった。

(4) 朝日新聞デジタル2017年4月20日（渡辺朔）、毎日新聞2017年4月21日（小鍛治孝志、佐藤慶）参照。

(5) 調査委員会・前掲報告書23頁、25頁、27頁、29頁参照。

2 調査委員会の経緯・調査検討事項・検討結果

(1) 調査委員会設立の経緯⁽⁶⁾

被害者遺族が釜石市長に「第三者による検証委員会」の設置を提案し、2013年4月9日設立準備委員会が開催され、学者・弁護士等を構成員とする「釜石市鶴住居防災センターにおける東日本大震災津波被害調査委員会」（以下、調査委員会と略す）が設置された⁽⁷⁾。

(2) 調査検討事項

第1回委員会が同4月23日開催された。同調査委員会によると、2014年1月17日現在での避難者数は241人（生存者34人を含む、犠牲者数207人）と推計されていた。ところが、住民説明会では事実関係に差異が生じたので、名簿や情報の整理が必要となった。調査委員会は以下のような調査検討事項を定めて調査検討することとなった。その調査検討事項は、①避難者数、被災状況に関する事項、②防災センターの設置及び機能に関する事項、③避難場所の住民への周知に関する事項、④防災センターで実施された避難訓練に関する事項、⑤「3.11当日」の住民行動、避難誘導、情報伝達に関する事項、⑥釜石市の津波防災対応に関する事項、⑦津波浸水予想図に関する事項、⑧気象庁の津波警報の発表に関する事項であった⁽⁸⁾。

(6) 「釜石市鶴住居防災センターにおける東日本大震災津波被害調査委員会」（以下、調査委員会と略す）。

調査委員会による平成25年8月の中間報告、平成26年3月の報告書が公表されている（以下では、「中間報告書」及び「報告書」と略す）。

(7) 発足にあたり同委員会の委員は、第三者だけではなく当事者である遺族連絡会会長と市の防災実務の責任者を加え、学識者（2名）、弁護士（2名）、報道記者、遺族、行政の7名での構成となった。また、基本方針として報告書の内容は委員全員の合意事項の記載とし、また委員会の目的に照らしてあえて検証委員会の名称は使わず「調査委員会」となった（調査委員会・前掲報告書1頁、8頁）。

(8) 調査委員会・前掲報告書5頁。

(3) 検討結果

i 防災センターへの避難者数

センターへの避難状況はセンターを避難所として集まった人や安否確認で出入りした人、津波に追われて切迫して逃げ込んだ人などがいたとみられ、その数について、市は 100 人前後、避難生存者や遺族からは 200 人を超えるとの大きな隔たりがあった。

この推定作業のむずかしさは、犠牲者が津波に流されることで、センター内とその周辺で遺体収容・身元が確認された人、センター周辺に居住していた人で遺体収容がなされ身元が確認された人、防災センター周辺に居住していた人で行方不明の人、個別の事情からセンターに避難したことが確認、もしくは推測できる人、のように分類されることにある。

この推定にあたって委員会は、防災センターへの避難者について「誰ひとり確認漏れがないように」するため、確実に防災センターに避難していないと断定できる人を除く方法で避難者数を推計する手法を採用、その結果、2014 年 1 月 17 日現在での避難者数は 241 人（生存者 34 人を含む、犠牲者数 207 人）と推計されていて、その後も、なお情報収集が継続された⁽⁹⁾。

いっぽう、市の公式見解は「避難者数 163 人、犠牲者数 129 人」（2012 年 12 月の釜石市議会定例会説明）となっているが、最終報告（避難者数 241 名）は「市が共同して作業したものであり、尊重すべき推計値である」としている⁽¹⁰⁾。

ii 防災センターの機能・その周知、センターでの避難訓練など

防災センターは、津波災害の一次避難場所には指定されていなかったが“拠点避難所”であり、洪水・土砂災害では一次避難場所でもあるという、地域住民にとって分かりづらいつと思われる機能設定がなされ、その機能について

(9) 調査委員会・前掲報告書 19 頁参照。

(10) 調査委員会・前掲報告書 19 頁参照。

住民への周知を欠いていた⁽¹¹⁾。

さらに、市主催による2度の津波避難訓練で便宜上、同センターを避難場所とする津波避難訓練が行われたほか、1年前のチリ地震津波の避難指示という本番で、実質的に防災センターが津波の一次避難場所となっていたにもかかわらず、市が注意喚起をし、以降の避難訓練は本来の避難場所で行うべく指導を行わなかった⁽¹²⁾。

iii 「3.11」当日の状況

町内会役員や消防団幹部、生活応援センターの職員などにより、直接的、間接的にセンターへの避難誘導が行われたが、市は防災センターに係わる職員、町内会・消防団等の住民に対して津波発生時の適切な対応を周知していなかった⁽¹³⁾。

iv 釜石市の危機管理体制

津波防災対策について、市は、防災センターを「避難訓練のみのための避難場所」として容認し、危機管理体制の見直しを行わなかった。また、防災センターの職員が警報時の初期段階で適切な判断と行動ができる運営体制の構築には至らなかった⁽¹⁴⁾。

津波浸水予想図について、シミュレーションはある一定の条件下での目安であり、防災対策上不可欠なものであるが、より大きな津波も襲来しえることを念頭に置くことが重要である。津波浸水予想図の活用の仕方を十分に理解できていなかったことが多くの犠牲を出すことになった要因の1つである⁽¹⁵⁾。

v 気象庁の大津波警報の受け止め

(11) 調査委員会・前掲報告書 27 頁、29 頁参照。

(12) 調査委員会・前掲報告書 28 頁参照。

(13) 調査委員会・前掲報告書 30 頁、32 頁、42 頁参照。

(14) 調査委員会・前掲報告書 36 頁参照。

(15) 調査委員会・前掲報告書 36 頁参照。

最終報告は、気象庁の大きく外れた地震直後の津波警報（高さ3m）が避難行動にどう影響したかは判断できなかったとするいっぽう、防災センターで多くの犠牲者を出す要因の一つであると推測、200名以上の犠牲という生命の重みを踏まえ、問題点のひとつとして特記した⁽¹⁶⁾。

vi 総括と今後の課題

調査委員会は「事態を回避することは可能であった」とし、「住民の生命を守るのは行政の責任であることからすると、市の行政責任は重い」と総括した⁽¹⁷⁾。

また、こうした悲劇を繰り返さないために、直接的な対応として、浸水の可能性がある地区に機能の分かりにくい防災施設を建設しない、一次避難場所や拠点避難所など施設の役割の見直しと周知、「訓練のための訓練」を絶対に行わない、津波発生時の避難・誘導のあり方の周知などをあげている⁽¹⁸⁾。

いっぽう、今回、これまでの防災対策がいずれも機能しなかった現実にかんがみ、根源的な課題があることを指摘、市と住民の連携のもとで「従来とは異なる発想」で災害対策の取り組みを進めることが必要とし、地域防災学を専門とする齋藤委員長の提言・提案を「防災対策の提案」として報告書に添付した⁽¹⁹⁾。旧防災センターの建物は、2014年2月に解体が完了した⁽²⁰⁾。

3 裁判所の判断（盛岡地裁平成29（2017）年4月21日判決）

(1) 盛岡地方裁判所への訴えの提起⁽²¹⁾

東日本大震災で、岩手県釜石市鶴住居町にあった鶴住居地区防災センター

(16) 調査委員会・前掲報告書42頁参照。

(17) 調査委員会・前掲報告書43頁、毎日新聞2017年4月19日（藤井朋子）参照。

(18) 調査委員会・前掲報告書43頁参照。

(19) 調査委員会・前掲報告書43頁参照。

(20) 毎日新聞2017年4月19日参照。

(21) 震災の津波犠牲者の遺族が、学校や企業といった管理者側に責任を問う訴訟は、岩手宮城両県で少なくとも15件起こされた（産経ニュース2017年4月22日参照）。

に避難して津波にのまれて亡くなった犠牲者の2組の遺族が、市に計約1億8千万円の損害賠償を求めた訴訟である。訴えていたのは、同センター隣の市立幼稚園の臨時職員だった女性（当時31）とセンター近くに住んでいた女性（同71）の両遺族である。同センターには、津波の避難場所と思い込んだ付近の住民が大勢逃げ込み、市の推計では162人が犠牲になったとされる。

同センターは、市指定の正式な避難場所ではなかったが、市は震災前の避難訓練で避難場所として使用することを認めていた。こうしたことから、遺族側は、「市は避難場所ではないと周知する義務を負っていたのに、住民の誤解を解く努力を怠っていた」などと主張していた。

一方、市側は「広報などで正式な避難場所を周知しており、住民に誤解を与えていない」とし、「避難場所ではないとまで周知することは自治体に過度の負担を強いるもので、市の義務ではない」などと反論していた。盛岡地裁は2017年4月21日、遺族側の請求を棄却する判決を言い渡した。

(2) 判決

第一審の盛岡地裁判決は、市が震災前、センターが正しい避難場所ではないことを十分周知していたかについて、小川理津子裁判長（中村恭裁判長代読）は「市は1次避難場所だと住民を誤解させたとはいえない」等と原告の請求を棄却した⁽²²⁾。盛岡地裁が21日に言い渡した判決の要旨は次の通りである⁽²³⁾。

【震災以前の1次避難場所の周知】

市は東日本大震災以前から、住民に対して1次避難場所の名称や場所を周知していた。

2010年5月にあった避難訓練の際、センターを避難場所として使用したいという町内会の申し入れを市は了承したが、使用に関する市と町内会の合意内容は明らかでない。

(22) 読売新聞 2017年4月21日参照。

(23) 河北新報 2017年4月22日参照。

結果的に相当数の住民がセンターに参集した事実のみをもって、センターを津波警報などが発表された際に避難すべき場所として市が許容したとは認められない。

市がセンターを1次避難場所であると住民に誤解させたとは言えず、市が本来の1次避難場所に加えて、センターが1次避難場所でないことまで周知すべきであったとは言えない。

【震災当日の市職員の避難誘導】

犠牲者2人は自分の判断でセンターに避難し、市職員が避難を促したとは認められない。

センターから1次避難場所である鶴住(うのすみ)神社境内までの距離は約550メートルで、犠牲者2人がセンターに避難した時点で、津波到達予定時刻が10～20分後に迫っていた。センターから鶴住神社境内に避難誘導することが適切だったとは言えず、市職員に過失はない。

【震災以前の市立幼稚園の災害対策】

園の内部規定で、災害発生時の避難計画や避難誘導體制が適切に定められていた。園の職員は震災前から鶴住神社境内が1次避難場所であると認識しており、1次避難場所に関する一定の周知はされていたと推認できる。従って園長らが安全配慮義務を怠っていたとは言えない。

【地震発生後の園長の避難指示】

地震発生直後の午後2時50分ごろ、3メートルを予想する大津波警報が出たが、岩手県のシミュレーションでは、この程度の津波では幼稚園付近は浸水しない想定になっていた。警報で園長が幼稚園への津波到達を予見できたとは言えない。

警報は午後3時14分に予想される高さ6メートルに修正されたが、その2分後に津波が到達していることを考慮すれば、警報が修正された時点で園長が避難指示を出しても、犠牲者が津波に遭うことを回避できたとは認めにくい。よって園長らが安全配慮義務に違反していたとはいえない。

【結論】 請求はいずれも理由がないから棄却する。

この判決に対して、原告2組のうち同センター隣の市立幼稚園の臨時職員だった女性の両親が控訴した⁽²⁴⁾。

(3) 和解へ

東日本大震災で釜石市の鶴住居地区防災センターに避難した家族が津波に巻き込まれ死亡したのは、市が安全配慮義務を怠ったためなどとして、遺族が市に9千万円余の損害賠償を求めた訴訟の控訴審第2回口頭弁論は2018年2月、仙台高裁で開かれ、小林久起裁判長は遺族側、市側に和解を勧告した。同日結審し、その後和解協議が進められた⁽²⁵⁾。

小林裁判長は「防災センターと名付けた施設で多くの住民が亡くなり、幼稚園で防災教育が生かされなかったのは客観的な事実だ」とした上で「この裁判を行政としての在り方を考えるいしぶみとして残し、建設的なものにした」と述べた⁽²⁶⁾。

遺族側の代理人弁護士は「控訴人と話し合い、裁判所の所見を和解調書に残し、誠実に守られるのであれば前向きに考えている」と述べ、市側の代理人弁護士は「協議させていただきたい」と応じた⁽²⁷⁾。

四 両者の分かれ目

1 奇跡ではない⁽²⁸⁾

(24) 毎日新聞2017年4月19日、朝日新聞デジタル2017年4月21日（渡辺朔）、産経ニュース2017年4月22日、河北新報2017年11月1日。

(25) 岩手日報 Web サイト内2018年2月25日参照。

(26) 岩手日報 Web サイト内2018年2月25日参照。

(27) 2018年7月3日和解成立。津波訴訟の役割と調査委員会の役割については、瀧上明「釜石市鶴住居防災センター事件判決に寄せて」みそうら法律事務所ブログ参照。

(28) 片田・前掲ホームページ参照。

片田教授は、中学生の生存率99.8%は奇跡ではないという。釜石市の鶴住居地区にある釜石東中学校の生徒たちは、地震が起きると、壊れてしまった校内放送などを聞かなくても、自主的に校庭を駆け抜け、「津波が来るぞ」と叫びながら避難所に指定されていたグループホーム「ございしょの里」まで移動した。また、日頃から一緒に避難する訓練を重ねていた、隣接する鶴住居小学校の小学生たちも、後に続いた。

以上のように、地震後率先して避難行動をとったこと、第1避難場所が危ういとなると上級生は下級生や小学生の手を引いて第2避難場所へと避難を実行する。これらの転機の利いた行動は、日ごろからの訓練の賜物である。ございしょの里は波にさらわれた。間一髪で高台にたどり着いて事なきを得た。

釜石市街の港近くにある釜石小学校では学期末の短縮授業だったため、地震発生の瞬間はほとんどの児童が学校外にいた。だが、ここでも児童全員が津波から生き残ることができた。

2 備えの重要性

本件調査委員会の最終報告は、気象庁の大きく外れた地震直後の津波警報(高さ3m)が避難行動にどう影響したかは判断できなかつたとするいっぽう、防災センターで多くの犠牲者を出す要因の一つであると推測、200名以上の犠牲という生命の重みを踏まえ、問題点のひとつとして特記した。

調査委員会は「事態を回避することは可能であった」とし、「住民の生命を守るのは行政の責任であることからすると、市の行政責任は重い」と総括した⁽²⁹⁾。

また、こうした悲劇を繰り返さないために、直接的な対応として、浸水の可能性がある地区に機能の分かりにくい防災施設を建設しない、一次避難場所や拠点避難所など施設の役割の見直しと周知、“訓練のための訓練”を絶対

(29) 調査委員会・前掲報告書43、45頁参照。

に行わない、津波発生時の避難・誘導のあり方の周知などをあげている⁽³⁰⁾。

日本では、地震、津波、土砂災害、台風、火山噴火、洪水など多くの災害が発生する。それらに共通する備えもあろう。避難や防災用具の扱い方、孤立した場合の食料、被害を拡大させないための連絡手段などである。しかし、単に一般的なマニュアルがすべてのそれらの災害にマッチするとは限らない。一刻も速く高台に避難すべきか、近くの高層建物に避難すべきか、他のどのような行動を取るべきかは、災害によって異なりうる。避難場所は、台風の場合、火災の場合、洪水の場合等によって異なる。避難訓練は、災害一般に共通するものと災害によって個別に対応が異なりうることを、これらに対応した行動をとることが求められることを自覚すべきである。

釜石東中と鶴住居小には、津波被害を回避するための備え（訓練と想定にとらわれず率先して最善を尽くすとの教え）があった。これに対して、鶴住居地区防災センターには、防災のためのセンターでありながら津波被害を回避するための備えが十分ではなかった。したがって、災害の備えには、「多くの災害に共通する備え」と「その地域に予想されうる個別の備え」が必要であること、災害情報にはそれらを含めて誤解が生じない内容の周知が必要であることに留意しなければならない⁽³¹⁾。

[追記] 2018年8月18日（土）7年間のボランティア活動の追跡調査として鶴住居地区を訪問した。両校の跡地が目を見張る巨大な「釜石鶴住居復興スタジアム」に生まれ変わっていた。

(30) 調査委員会・前掲報告書 43 頁参照。

(31) 「備え」については、シンポジウム「大震災と防災・被災者支援—今後に備える」を2014年3月1日に東千田キャンパスで実施した。また、鳥谷部茂「東日本大震災における立法と課題—居住権保護・原発事故責任・備えの重要性」広島法学 38 巻 4 号 25 頁（2015 年）も参照。



上は鵜住居地区地図、中は防災センター
(調査委員会報告書 8 頁)、下は同セン
ター跡地 (2017 年)

上は釜石東中跡地、中は鵜住居小跡地
(2013 年)、下は高台に移転した両校
(2018 年)